

# 公益財団法人起業家支援財団

## 平成26年度 事業計画

### I. はじめに

当財団は、設立後3年目の平成22年3月、公益財団法人の認定を受け、同年4月以降は、公益財団法人起業家支援財団として事業活動を展開、本年（平成25年）3月までは、主要事業の一つである学生起業家支援事業と並行して、内閣府や神奈川県から受託した、新しい公共支援の一環としての社会起業家の育成支援事業も手掛けてまいりましたが、本年度はこうした社会起業家育成支援事業の終了により、当財団設立以来のメイン事業である学生起業家支援に軸足をもどし活動を展開しつつ、新たな事業展開について検討してまいりました。

折しも、昨年末の衆議院議員選挙に伴い政権交代した第2次安倍内閣は、本年5月、第3の矢として新たな成長戦略を閣議決定、10月に開会した臨時国会における所信表明演説では、「起業・創業の精神に満ち溢れた国を取り戻すこと、若者が活躍し、女性が輝く社会を創り上げること」が成長戦略の柱の一つであることを改めて表明、政府は平成26年夏にも、会社を興したい人達がノウハウを学ぶ「創業塾」を全国300カ所で開設するとも報じられたところです。

こうした動きは、当財団の設立趣意書にうたった『創業支援・起業家支援は、「次の社会を築きあげていくためのイノベーション」であり、既存の経済社会を個人の創造性を生かせる多様な社会に改め、より多くの人たちが事業創造のチャンスに挑戦できる社会環境づくりに向けた喫緊の課題であり、そのためには、21世紀の社会を担う人材、つまり起業家を育む社会の仕組みが必要である』という基本的な考え方に符合するものです。

従って、当財団としては、平成26年度より、学生起業家支援に加え、アーリーステージにある創業者、起業家に対する支援事業を新たに立ち上げ、新たな経済の担い手育成を目指してまいります。

### II. 事業計画

定款に定める事業に基づき、以下の事業を柱に据えて事業活動を進めます。

#### 1. 学生起業家支援事業（定款第4条の（1））

##### （1）将来、起業を目指す学生に対する奨学金の支給

（1）－1 第6期生に続き、第7期奨学生（30名余）を奨学生選考委員会において選考し、奨学金を給付します。

（1）－2 第8期奨学生以降については、奨学金の支給方式として、従来の「給付」型に加え、「貸与」型のシステムを導入します。

##### （2）将来、起業を目指す学生に対する教育、助言等

第6期生に対して、学生起業塾を継続、平成26年3月の最終回には松井理事長による基調講演と奨学生OBによるパネルディスカッションを実施する予定です。

第7期生に対しては、平成26年4月に開講、翌年3月まで全8回の学生起業塾を開催します。

## 2. 青年起業家支援事業（定款第4条の（2））

当年度において、当財団の基本財産（アルプス技研株式）受取配当金が、アルプス技研による記念配当を含めた中間配当が実施されたことに伴い、予算を上回る収入を計上する見込みです。

従いまして、これを契機に、来年度は当該資金を活用した新たな事業として、創業あるいは起業後間もない段階にある起業家に対して、経営ノウハウのアドバイスに加え、資金面で支援を行う仕組み作りを検討、実施に移してまいります。

（具体的には、添付【資料④】「創業後アーリーステージにある起業家支援事業（案）」をご参照ください。）

## 3. 起業家顕彰事業（定款第4条の（4））

顕著な実績を挙げている起業家や経営者を、他団体と連携して顕彰するものです。

このため、引き続き神奈川ビジネスオーディションの運営委員会に参加するとともに、他のインキュベーション施設とも情報交換、連携を行ってまいります。

# III. 管理、運営

## 1. 組織運営

### （1）正確・透明な財団運営

公益財団法人として、公益性を踏まえ、法令、定款に沿って正確・透明な財団運営を行ってまいります。

特に、国や自治体等公的部門から受託した事業について明確な事業別管理を行います。

### （2）評議員会、理事会の開催

平成26年度の評議員会、理事会の開催は次のとおりを予定しています。

#### <評議員会>

「定時評議員会」と「臨時評議員会」の2種とします。

①定時評議員会 年1回3月に開催

②臨時評議員会 原則12月開催、そのほか、必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時評議員会で行います。

#### <理事会>

「定時理事会」と「臨時理事会」の2種とします。

①定時理事会 年1回3月に開催

②臨時理事会 原則12月開催、そのほか必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時理事会で行います。

## 2. 財団管理

経理規定等諸規定を遵守し、コンプライアンス意識を徹底して透明な業務運営を行ってまいります。また、随時、税務顧問のチェックを受け、正確な事務管理に努めます。

以上